

平成23年 9 月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 11件	
1	秋田市受益と負担の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例を設定する件	○設定理由 本市の行政サービスに係る受益と負担の適正化の観点から、使用料および手数料に関する条例の整備を行うため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 次に掲げる条例に規定する使用料および手数料の額を改める。 (1) 使用料（改定対象42施設） ア 秋田市都市公園条例 イ 秋田市立赤れんが郷土館条例 ウ 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例 エ 秋田市雄和体験学習交流施設条例 オ 秋田市スポーツ施設条例 カ 秋田市大森山動物園条例 ※増額対象28施設・減額対象14施設 (2) 手数料（改定対象15件） ア 秋田市自転車等の放置防止に関する条例 イ 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例 ウ 秋田市手数料条例 ※増額対象 8 件・減額対象 7 件 ○施行期日 平成24年 4 月 1 日から。改正後の使用料は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する旨の経過措置を規定する。
2	秋田市市税条例等の一部を改正する件 ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）：平成23年 4 月27日公布、一部を除き平成24年 1 月1日施行 ・現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る	○改正理由 地方税法の一部改正（平成23年法律第30号）等に伴い、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例等について定めるとともに、規定を整備するた

ための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）：
平成23年6月30日公布、一部を除き平成24年1月1日施行

め、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 市民税、固定資産税、軽自動車税等に係る不申告に関する過料の額の上限を3万円から10万円に引き上げる。
- 2 たばこ税、鉱産税、事業所税等に係る不申告に関する過料の額の上限を10万円として定める。
- 3 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、対象となる要件を改めた上で適用期限を平成27年度まで延長する。
- 4 東日本大震災により居住の用に供することができなくなった住宅においても、住宅借入金等特別税額控除の対象となる期間については、引き続き控除の適用を受けることができることとする。
- 5 上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例を2年間延長する。
- 6 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について、施行を平成27年1月1日から改める。
- 7 その他規定を整備する。

○施行期日 公布の日から。ただし、一部の規定は平成23年10月20日、平成24年1月1日、平成24年4月1日および平成25年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

3 秋田市斎場条例の一部を改正する件

○改正理由

斎場の改築に伴い、位置を改めるとともに斎場使用料の適正化を図るため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 斎場の位置を「秋田市外旭川字山崎537番地」に改める。
- 2 雄和火葬場を廃止する。
- 3 斎場使用料は、次のとおりとする。

区 分		単位	金額
13歳以上の者	市 民	1 体	無料
	市民以外		61,000円
13歳未満の者	市 民	1 体	無料

		市民以外		41,000円
	妊娠4箇月以上の死胎	市 市民以外	1胎	無料 21,000円
	人体の一部		小柩 1個	10,000円
	妊娠4箇月未満の死胎		1胎	10,000円
	胞衣その他		1件	10,000円
	備考			
	1 「市民」とは、死亡時に秋田市に住所を有していた者（死胎にあつては、父又は母が秋田市に住所を有している者）をいう。 2 「小柩（ひつぎ）」とは、長さ90センチメートル、幅40センチメートルおよび高さ30センチメートル以内の柩（ひつぎ）をいう。 3 「1件」とは、長さ70センチメートル、幅50センチメートルおよび高さ45センチメートル以内の容器1個をいう。 ○施行期日 平成23年11月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。			
4	秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）：平成23年7月29日公布、同日施行（平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用）	○改正理由 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（平成23年法律第86号）に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲に、死亡者と同居等をしていた兄弟姉妹を加えることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合は、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に災害弔慰金を支給することとする。 ○施行期日 公布の日から。平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。		
5	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 市が定期的に収集する家庭廃棄物に係る処理手数料を徴収することとともに、家庭用ごみ袋の製造等に係る登録について定めるため、改正しようとするもの		

6 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件

○改正要旨

- 1 市が定期的に収集する家庭廃棄物を排出するときは、市長が別に定めるごみ袋（以下「指定袋」という。）に収納しなければならないこととする。
- 2 指定袋の製造、卸売又は小売をしようとする者は、市長に申請し、その登録を受けなければならないこととする。
- 3 指定袋の製造等の登録を受けた者は、指定袋の製造等を休止し、再開し、もしくは廃止しようとするとき又は登録事項に変更があったときは、市長に届け出なければならないこととする。
- 4 家庭廃棄物のうち粗大ごみおよび資源化物以外のもの（以下「家庭ごみ」という。）の処理手数料は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
家庭ごみ （おむつ、刈草、落葉およびせん定枝を除く。）	容量10リットル相当の指定袋1枚につき	10円
	容量20リットル相当の指定袋1枚につき	20円
	容量30リットル相当の指定袋1枚につき	30円
	容量45リットル相当の指定袋1枚につき	45円
搬入された一般廃棄物	10キログラムにつき	112円

- 5 家庭ごみの処理手数料による収入は、一般廃棄物処理施設の整備に要する費用その他家庭ごみの減量等の対策のための施策に充てることとする。

○施行期日 平成24年7月1日から。ただし、一部の規定は平成23年12月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○改正理由

中央卸売市場の青果部および水産物部を公設地方卸売市場に転換するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

		○改正要旨 1 青果部および水産物部を公設地方卸売市場へ転換することに伴い、中央卸売市場としての面積を「139,520平方メートル」から「3,144平方メートル」に改めるほか、青果部および水産物部に関する規定の削除等を行う。 2 せり人の能力等の有無の認定試験を行わないこととする。 3 卸売業者が仕切りおよび送金に関する特約を結んだときは、書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならないこととする。 4 売買参加者の承認の有効期間は3年とする。 5 市場運営協議会の委員の数を、「15人以内」から「10人以内」に改める。 6 市場取引委員会の委員の数を、「20人以内」から「10人以内」に改める。 7 その他規定を整備する。 ○施行期日 規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
7	秋田市公設地方卸売市場業務条例を設定する件	○設定理由 中央卸売市場の青果部および水産物部を公設地方卸売市場に転換するとともに、その管理を指定管理者に行わせることとするため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 この条例は、公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務に関し必要な事項を定め、生鮮食料品等の取引の適正化等を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。 2 市場の面積を「136,376平方メートル」とする。 3 市場の取扱品目の部類は青果部および水産物部とするとともに、その取引品目を規定する。 4 市場は、日曜日、祝日、1月2日から4日までおよび12月31日を除き、毎日開場するものとする。

- 5 市場の開場時間は、午前２時から午後３時までとする。
- 6 卸売業者の数の最高限度は、青果部および水産物部ともに２とする。
- 7 卸売業者等の預託する保証金は現金のみによることとするほか、その追加預託、充当、返還等について規定する。
- 8 仲卸業者の数の最高限度は、青果部にあっては７、水産物部にあっては６とする。
- 9 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならないこととする。
- 10 仲卸業者の承認の取消し、事業の譲渡し等、業務の相続および名称変更等の届出等について規定する。
- 11 売買参加者および関連事業の承認の手続等について規定する。
- 12 売買参加者の承認の有効期間は３年とする。
- 13 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならないこととする。
- 14 市場において行う卸売については、せり売もしくは入札の方法又は相対取引によらなければならないこととする。
- 15 市場使用料等の額について規定する。
- 16 市場の管理は、指定管理者に行わせることができることとし、その管理の基準は、条例に定めるもののほか、規則等で定める基準に従わなければならないこととする。
- 17 指定管理者は、仲卸業者等の承認の申請等、市場施設の維持管理等に関する業務を行うものとする。
- 18 市長は、必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務等の報告を求め、又は職員に業務等を検査させることができることとする。
- 19 市長は必要があると認めるときは、卸売業者等に対し、その業務等に必要の改善措置命令をすることができることとする。

8

秋田市にぎわい交流館条例を設定する件

20

市場運営協議会および市場取引委員会の組織について規定する。

21

その他必要な事項について規定する。
○施行期日 平成24年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○設定理由

にぎわい交流館を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの

○要 旨

1

本市の中心市街地に活力やにぎわいをもたらすための交流の拠点として、世代を超えて多くの人々が集うことができる場を創出し、もって地域の活性化を図るため、秋田市にぎわい交流館（以下「交流館」という。）を秋田市中通一丁目4番1号に設置する。

2

交流館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。

3

飲食店舗の営業者は、適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であることとする。

4

市長は、交流館の管理を指定管理者に行わせることができることとする。

5

施設の利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。

6

施設等の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。

1

にぎわい広場の利用料金

(単位 円)

施設名	利用料金			
	午前利用	午後利用	夜間利用(1)	夜間利用(2)
	午前9時から 午後零時30分 まで	午後1時30分 から午後5時 まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後12時まで
にぎわい広場	3,300	3,300	2,800	2,300

備考

1

この表に定める利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの区分の利用料金の額を合算した額とする。

2

専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行

う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

2 展示ホール等の利用料金 (単位 円)

施設名	利用料金			
	午前利用	午後利用	夜間利用(1)	夜間利用(2)
	午前9時から 午後零時30分 まで	午後1時30分 から午後5時 まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後12時まで
展示ホール	14,000	14,000	12,000	10,000
アート工房1	2,600	2,600	2,300	1,900
アート工房2	2,400	2,400	2,100	1,700
多目的ホール	14,000	14,000	12,000	10,000
多目的室1	1時間につき810			
多目的室2	1時間につき210			
多目的室3	1時間につき220			
多目的室4	1時間につき460			
多目的室5	1時間につき470			
ピアノ練習室	1時間につき210			
研修室1	3,800	3,800	3,300	2,700
研修室2	2,200	2,200	1,800	1,500
研修室3	1,400	1,400	1,200	1,000
研修室4	1,200	1,200	1,000	900
研修室5	1,400	1,400	1,200	1,000
研修室6	1,400	1,400	1,200	1,000
和室1	450	450	390	320
和室2	450	450	390	320
和室3	240	240	210	170

備考

- この表に定める施設（1時間当たりの利用料金の額が定められているものを除く。）について、利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの区分の利用料金の額を合算した額とする。
- 1時間当たりの利用料金の額が定められている施設の利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

3 飲食店舗の利用料金 (単位 円)

施設	利用料金		
	区分	単位	金額
飲食店舗	基本料金	特定店舗面積1平方メートル 当たり1月につき	2,400

	加算料金	1 月につき	当該月の売上高 に100分の 5 を乗 じて得た額
備考			
1 この表において「特定店舗面積」とは、ちゅう房の面積に100分の250を乗じて得た面積をいう。 2 飲食店舗の利用料金の額は、基本料金の額に加算料金の額を加えて得た額とする。 3 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。 4 店舗の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。			
7 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。 8 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 9 市長は、利用料金の承認をした場合は、速やかに公表するものとする。 10 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができることとする。 11 指定管理者の業務は、交流館におけるにぎわい創出に寄与する催しの企画および運営に関すること、交流館の利用の許可に関すること等とする。 12 その他、利用料金の不還付、利用の制限、目的外利用等の禁止、特別の設備等の許可、原状回復の義務、指定管理者の管理の基準等について規定する。 ○施行期日 規則で定める日から			
9 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例を設定する件	○設定理由 中通一丁目自動車駐車場を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 本市の中心市街地における駐車需要に対応することにより、円滑な道路交通の確保を図るとため、秋田市中通一丁目自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を秋田市中通一丁目4番3号に設置する。 2 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。 3 市長は、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業により整備された居住用の施		

設の入居者等に対し、1箇月を単位とする定期利用をさせることができる。

4 市長は、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができることとする。

5 駐車場の利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。

6 駐車場の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。

区 分		単位	金額
定期利用者	屋上駐車場以外	1台1月につき	15,000円
	屋上駐車場		13,000円
一般利用者		1台1時間につき	100円（利用時間が30分を超えない場合にあっては、無料）

備考 一般利用者の利用時間が30分を超え1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

7 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

8 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

9 市長は、利用料金の承認をした場合は、速やかに公表するものとする。

10 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができることとする。

11 市長は、管理上支障がある場合は、駐車を拒否することができることとする。

12 利用者は、駐車場の施設等を汚損する行為等をしてはならないこととする。

13 駐車場内での自動車の盗難等の利用者の責めに帰すべき理由により利用者が損害を受けることがあっても、市長は賠償の責めを負わないこととする。

14 指定管理者の業務は、定期利用の許可、駐車場の施設等の維持管理等に関するこ

		ととする。 15 その他、供用の休止、利用料金の不還付、利用等の制限、損害賠償の義務、指定管理者が行う管理の基準等について規定する。 ○施行期日 規則で定める日から
10	秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 新たに診療科目を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たな診療科目として「乳腺・内分泌外科」を加えるほか、規定を整備する。 ○施行期日 平成23年10月1日から
11	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件	○改正理由 山谷小学校を太平小学校に統合することに伴い、山谷小学校を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨 山谷小学校を廃止する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
「 単 行 案 」 3 件		
12	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について承認を求める件	○災害復旧事業に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・ 専決処分年月日 平成23年7月15日 ・ 補 正 額 19,354千円 ・ 補正後の一般会計予算額 128,001,955千円 ※専決処分した理由 平成23年6月23日および同月24日の豪雨による災害に要する経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※提出根拠法：地方自治法第179条第3項
13	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

		・認定路線 18路線 延長 3,023.9m ・認定後の市道総延長 約1,981Km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
14	秋田市汚泥再生処理センター新設工事請負契約を締結する件	○秋田市汚泥再生処理センター新設工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市向浜一丁目13番1号地内 ・契約金額 860,710,200円 ・契約先 水 i n g ・中央土建・能登谷建設工事共同企業体 ・工 期 平成25年1月31日まで ・工事概要 - 処理能力 175k1/日 - 処理方式 固液分離・希釈放流方式 - 資源化方式 助燃剤化 - 建築面積 2,752㎡（既設再利用） - 延床面積 4,543.5㎡(2,672.4㎡再利用) - 機械器具設置工事 一式 - 建築工事 一式 - 附帯工事 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
	「 予 算 案 」 3 件	
15	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	○資料別紙
16	平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
17	平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
	「 決算認定 」 4 件	
18	平成22年度秋田市病院事業会計決算認定の件	○資料別紙
19	平成22年度秋田市水道事業会計決算認定の件	
20	平成22年度秋田市下水道事業会計	

	決算認定の件	
21	平成22年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
	「追加提案」	
	「人事案」 1件	
22	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員奥山彌佐子氏の任期満了(平成23年12月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
	「決算認定」 1件	
23	平成22年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	